



バス事業の府縣營を提唱す

楠 宗 道

こゝ數年來の世界的不況の爲め各府縣とも豫算の縮少を餘儀なくせしめられ、赤字迄だして豫算案の作製に四苦八苦の府縣もある様だ、府縣豫算の大部分を占めて居るは教育費と土木費である關係上縮少の矛先きを向けられるは自然是等の二費目である、致方なく教育費では廢校迄も致しかねて學級整理をしたり授業料の値上げをしたりして當座の彌縫策を講じて居るが土木費就中道路費では交通益と頻繁となりつゝある現代に是れが豫算を削減する事は時代逆行のそしりがあるので止むを得ず維持修繕費を現状維持に保つ位の程度に致して居る府縣もある事と思ふ、從來土木の豫算では支出のみは各府縣競つて色々の事業を計畫せられつゝあるが収入の點に至ると僅少の使用占用料とか廢川又は舊道敷の賣却位の月並的のものであるが不況時代に處する土木豫算を編成するに當つては支出に屬する各種事業の計畫は勿論であるが一方収入の道も講ずる必要があると思ふ、そこで吾人の提唱するのは乗合自動車業の府縣營である。

道路本來の使命は道路法第一條によるも一般交通の用に供する事は勿論であるから私人がバス事業を經營して利益を得ようとも夫れが一般交通者に利便を與へ公益事業として社會から認められて居る以上敢て故障を云ふ可き筋合では勿論ないが各府縣共道路管理費に十數萬圓乃至は數十萬圓を支出してバス經營の能力があり且最も適任者であると思はれる府縣が自己の管理する道路に他より甘い汁を吸はれて己れの收入を計らないのは府縣に對し果して忠實なる所以であらうか、支出の全部と云ふ事は不可能事であるから其の幾分たりとも財源を見出す事に努めねばならぬと思ふ、まして此不況時代に於て一層その痛切なるものがある、何も道路の並木を伐り倒す様な一時的の財源でなくとも各府縣の實情に適した相當な財源が見付かり相に思はれる、縣營水電、縣營水道等皆然りである、河川の管理をなし是れが維持費の幾分たりとも補給す可く且同時に一般が非常なる利便に浴するのであるから縣民に申分の有り様が無い事と思ふ、然らば道路の管理者がバス業を經營して沿道民及一般の旅行者に利便を與へ且幾分たりとも財源となる收入の道を計る事は吾人が進んで取らねばならぬ方法では無からうか。

○ さきに鐵道省に於ては岐阜縣、愛知縣及山口縣下に於て省營バスを經營せられ今又全國に於て多數の路線に省營バスを經營せられるやに報導せられて居る、鐵道省は交通に對するエキスパートであるから例へ他の管理に屬する道路を使用して其の經營をせられるとしても且鐵道の補助機關、營養機關として其收入を計り一般の利便の増加を念慮とせらるゝは一應尤もな事であるが、道路は鐵道軌道乃至は自動車専用道路と性質が異つて居るから道路管理者が其バス經營に對し異議を稱へる事も出來ないが一步進んで鐵道軌道若しくは自動車専用道路の如くに管理者自から車輛運轉の經營迄も致すのが

寧ろ本體では無からうか、収入を得る事夫れは無論吾人の欲する所であるが其れ以外技術上に於ても道路の修理、改良進んでは改築等の點に於て實際使用者が感ずる點は恐らく單なる管理者よりも痛切なるものがあるに相違ない、現に省營バスの衝に當たらるゝ鐵道事務官が身事務官であり乍ら進んで技術の點迄も研究せられつゝあるは其一事例では無からうか使用者と管理者との間には定めて考への上に相當の距離があるのであらう。

私人若しくは會社が一般交通の用に供せられつゝある地方の道路上にてバス業を經營する事が果して適當であると斷言し得る理由が乏しい様に思はれる、只民業壓迫の聲が或はさげればせぬかと思ふ位の點である、警察當局の取締は無論有る事とは思ふが果して回数、時刻、定員、發着場所、料金等が嚴守されて居るか何ふか、車體は如何、サービスは如何等と穿鑿したならば随分ひどいのが有る事と思はれる、又他線との時間的統制、連絡場所の便否等乗客本位から云つたならば府縣營として恰も鐵道省が全國の重要鐵道幹線を統一して居る如く各縣にバスを統制するのが最も適當なる方法では無からうか、雨降つて待合所なく、日暮れてバス遂に來たらざるの時吾人はバスの公營を何としてゞも主張したくなる。

既免許の大部分のバス營業路線の維持管理費は一般に他の路線の夫れよりも多額に支出して居る事は明らかな事實である、無論如斯基路線の維持費が獨りバスのみにより嵩まるとは云ひ得ない其他の乗用及貨物用自動車交通が如斯の路線には必ずや多いから相共に道路を損傷せしめるのではあるが乗用及貨物自動車に對しては道路法による損傷負擔金の賦課によつて些少なからず維持管理費の一部を得る事とし且此兩者に對してはバスの如き乗客に對する各種のサービスは要せざるもの多きを以て損傷負擔金の徴收に由つて一應満足するを要するも乗合自動車に對しては收益以外に各種のサービスにより乗客に對して旅行の利便を與へ嘗つては道路の改築に府縣費を負擔せしめ現に維持修繕費を負擔せしめつゝある府縣民に酬ゆるの一方法であつてやがては道路改良の促進ともなる事と確信して居る、敢て識者の高教を仰ぐ。